

男女共同参画会議 第11回重点方針専門調査会	資料12
平成29年10月4日	

「女性活躍加速のための重点方針 2017」

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

1. 子育て、介護基盤の整備

a) 幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」 及び「質の向上」

(内閣府説明資料)

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 157
大項目	Ⅲ	Ⅲ 女性活躍のための基盤整備
中項目	1	1. 子育て、介護基盤の整備
小項目	(1)	(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備、家事支援の充
細項目	①	① 幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」 「少子化対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め1兆円程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図る。
該当施策名 (事業名)	子ども・子育て支援新制度の実施	
該当施策の背景・ 目的	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を背景として、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	
該当施策の政策手 段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 900,442,117 千円+事項要求の内数
		29年度予算額: 900,442,117 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1 769,926,418 千円 の内数
		28年度決算額: 755,212,708 千円 の内数
	使用割合: — %	
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
	—	
該当施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」) ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」) 	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	50	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	117、120	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	9-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	1-2
担当府省・担当課	内閣府	
	子ども・子育て本部	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

<子ども・子育て支援新制度の実施>

子ども・子育て支援新制度により

- ・幼児期の教育・保育の質の向上、認定こども園制度の改善、小規模保育等の地域型保育給付の創設、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実等が図られ、
- ・保育認定に当たり、これまで「保育に欠ける事由」としていたものを、「保育の必要性の事由」とすることにより、必要な方が保育を利用できるようになった。

制度の枠組み

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号閣法)

子ども・子育て会議(法定審議会:有識者で構成)

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議(平成28年4月3府省局長級決定)

教育保育共通の財政支援

施設型給付

- 認定こども園(0～5歳)
- 保育園(0～5歳)
- 幼稚園(3～5歳)

地域型保育給付(0～2歳)

小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内の各保育

地域の実情に応じた子育て支援

地域子ども・子育て支援事業(13事業)

- ・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり、乳幼児家庭全戸訪問、養育支援訪問、子育て短期支援、子育て援助活動支援
- ・延長保育、病児保育、放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付、多様な事業者の参入促進・能力活用

企業主導型の多様な保育サービスの拡大等(平成28年度～)

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

内閣府の役割

<子ども・子育て支援新制度の適正な実施>

- 新制度は平成27年度に本格施行、内閣府の特別の機関「子ども・子育て本部」が担当
- 子ども・子育て会議(法定審議会)における法の施行状況に関する調査審議などを踏まえつつ適正に実施

各種データ

	平成28年	平成29年
保育所等の利用児童数	2,458,607人	2,546,669人 (前年比+約8万8千)
(内数)		
保育所	2,136,443人	2,116,341人
認定こども園等	282,269人	373,405人
特定地域型保育事業	39,895人	56,923人

企業主導型保育事業の申請状況等: 871施設、20,284人分助成決定(平成29年3月30日時点)

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抜粋）

（平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

二. 社会保障改革関連5法案について

（1）子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議（抜粋）

（平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、

今回の消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

3. 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日）（抜粋）

（3）少子化対策、子ども・子育て支援

社会保障における世代間公平の確保を目指し、全世代型社会保障の実現に取り組む。そのため、待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する。

引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。

保育人材を確保するため、保育士の処遇改善に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

子ども・子育て支援新制度の充実の取組について

○ 0.7兆円メニュー 【平成27年度（施行時）より全て実施】

- ・認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等の量的拡充
- ・3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1）
- ・私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%）
- ・保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・研修機会の充実（年間2日）
- ・小規模保育の体制強化
- ・減価償却費、賃借料等への対応
- ・放課後児童クラブの充実 等

5

○ 0.3兆円超メニュー

- ・私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（2%）【平成29年度より実施】 等

注：未実施のメニューとしては、1歳児の職員配置の改善（6:1→5:1）や、4・5歳児の職員配置の改善（30:1→25:1）、保育支援者の配置等がある。

○ 上記以外

- ・仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育等）の創設【平成28年度より実施】
- ・技能・経験を積んだ職員に対する4万円等の追加的な処遇改善【平成29年度より実施】

等